



鳥取県公報

平成 22 年 5 月 7 日 (金)
第 8 1 9 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙のうち、宅地の所有者が選挙すべき委員の選挙について届出のあった候補者の氏名及び住所 (288) (景観まちづくり課) 2
	米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙のうち、宅地の所有者が選挙すべき委員の選挙については投票を行わない旨の告示 (289) (〃) . . . 2
	土地改良区の定款の変更の認可 (290) (農地・水保全課) 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (291) (東部総合事務所福祉保健局) 2
	指定居宅介護支援事業者の指定 (292) (〃) 3
	指定介護予防サービス事業者の指定 (293) (〃) 3
	指定居宅サービス事業者の廃止 (294) (〃) 3
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (295) (〃) 4
	指定居宅サービス事業者の指定 (296) (中部総合事務所福祉保健局) 4
	指定介護予防サービス事業者の指定 (297) (〃) 4
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の事業所の変更の届出 (298) (西部総合事務所福祉保健局) 4
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービスの事業の廃止 (299) (〃) 5
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (会計指導課) 5

告 示

鳥取県告示第288号

平成22年5月30日に執行する米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙のうち、宅地の所有者が選挙すべき委員の選挙について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第2項の規定に基づく届出のあった候補者の氏名及び住所は、次のとおりであるので、同条第5項の規定により告示する。

平成22年5月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏 名	住 所
青 木 勇	米子市末広町173
池 吉 憲	米子市茶町84
岡 本 武 士	米子市万能町172
高 橋 務	米子市道笑町二丁目242
樋 野 朝 昭	米子市上福原七丁目 8 - 7
福 原 則 昭	米子市日野町186
船 守 清 史	米子市加茂町二丁目166
保木本 茂 實	米子市東町167

鳥取県告示第289号

平成22年5月30日に執行する米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙のうち、宅地の所有者が選挙すべき委員の選挙については、候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定に基づき、投票を行わないものとし、同条の規定により告示する。

平成22年5月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第290号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、箕蚊屋土地改良区の定款の変更を平成22年4月26日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成22年5月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第291号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年5月7日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社悠久	デイサービスセン ターゆず	鳥取市青葉町一丁 目309	平成22年4月28日	通所介護

鳥取県告示第292号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年5月7日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社幸風	指定居宅介護支援事業所幸風	岩美郡岩美町大字浦富434-25	平成22年5月1日

鳥取県告示第293号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成22年5月7日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社悠久	デイサービスセン ターゆず	鳥取市青葉町一丁 目309	平成22年4月28日	介護予防通所介護

鳥取県告示第294号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年5月7日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	廃止の届出を受理 した年月日	サービスの種類
株式会社わかば	わかばの家メディ カルセンター	鳥取市千代水一丁 目118	平成22年4月19日	福祉用具貸与

鳥取県告示第295号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成22年5月7日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
株式会社わかば	わかばの家メディカルセンター	鳥取市千代水一丁目118	平成22年4月19日	介護予防福祉用具貸与

鳥取県告示第296号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年5月7日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人社団上原クリニック	デイサービスセンターしらかば	倉吉市円谷町508-3	平成22年5月1日	通所介護

鳥取県告示第297号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成22年5月7日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人社団上原クリニック	デイサービスセンターしらかば	倉吉市円谷町508-3	平成22年5月1日	介護予防通所介護

鳥取県告示第298号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成22年5月7日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人伯耆の国	西伯郡南部町落合646	南部訪問介護事業所	西伯郡南部町法勝寺331-1	居宅介護 重度訪問介護	平成22年4月1日

鳥取県告示第299号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成22年5月7日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人伯耆の国	西伯郡南部町落合646	会見訪問介護事業所	西伯郡南部町浅井938	居宅介護 重度訪問介護	平成22年4月1日

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年5月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|---|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 財務会計システム運營業務委託 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 契 約 日 | 平成22年4月1日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契 約 金 額 | 157,705,800円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定期務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をするとその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。
(政令第10条第1項第2号) |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県会計管理者会計局会計指導課
鳥取市東町一丁目220 |